

令和5年度第4回 南丹市地域公共交通会議

次 第

日時 令和5年12月21日(木) 午後3時10分～

場所 南丹市役所 2号庁舎 3階 301大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

道路運送法の改正について(運賃会議について)

4. その他

5. 閉 会

南丹市地域公共交通会議委員 （敬称略・順不同）

	氏 名	備 考
1	仲 村 学	南丹市議会 総務常任委員会 委員
2	奥 村 安 治	園部町地域選出
3	橋 本 みゆき	八木町地域選出
4	吉 田 辰 男	日吉町地域選出
5	山 名 英 夫	美山町地域選出
6	川 勝 久美子	南丹市女性会 副会長
7	荻 野 真 吾	南丹市PTA連絡協議会 理事
8	榎 原 克 幸	南丹市社会福祉協議会 事務局長
9	大 牧 秀 夫	南丹市老人クラブ連合会 副会長
10	湯 浅 裕 晃	南丹市校園長会 中学校代表 八木中学校長
11	森 昭 夫	南丹市福祉シルバー人材センター 副理事長
12	佐 野 清	南丹市身体障害者福祉会 会長
13	阪 本 和 宏	京阪京都交通株式会社 代表取締役社長
14	中 薮 裕 介	京都府タクシー協会
15	俣 野 健 二	京阪京バス労働組合 執行委員長
16	野 口 明	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社 副支社長
17	野 中 好	有限会社 中京交通 代表取締役
18	上 原 文 和	公募委員
19	稲 留 健一郎	近畿運輸局 京都運輸支局 首席運輸企画専門官
20	中 西 正 樹	京都府南丹土木事務所 施設保全課長
21	三 木 英 昭	京都府南丹警察署 交通課長
22	平 康 夫	京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長
23	松 中 亮 治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
24	山 内 守	南丹市 副市長
25	國 府 常 芳	南丹市 教育長

（令和5年9月1日現在）

道路運送法の改正（運賃会議）について

◆概要

令和5年10月1日の道路運送法の改正により、これまで地域公共交通会議において議論していた協議運賃を、別途定める協議会（以下運賃会議）で協議する。

◆運賃会議を行う対象

南丹市内を運行する道路運送法第4条に基づく運送（緑ナンバー）で、定時定路線で運行し、協議に基づく運賃を定めるもの。（南丹市ではぐるりんバス）

◆運賃会議の開催方法

構成員を限定し、地域公共交通会議とは別に開催を行う。

◆運賃会議の構成員

- ・当該路線等をその区域に含む市町村
- ・当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・当該路線等を管轄する地方運輸局長
- ・住民意見代表者（市町村等が指定）

◆その他

- ・路線不定期運行（デマンドバス）や道路運送法第78条の2に基づく自家用有償旅客運送（南丹市営バス）、国が認可する上限の範囲内でバス事業者が設定する路線（京阪京都交通株式会社）等は、運賃会議の対象外。
- ・運賃会議を開催する場合は、事前に①「パブリックコメント」②「市政広報誌」③「自治会への説明会又は業界団体を通じた事業者説明会」のうち、いずれかを実施したうえで運賃会議を開催する。

運賃等の協議について

○主な改正点

従前

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

- ・ 市営バス
- ・ デマンドバス
- ・ ぐるりんバス

の運賃については、

運賃は地交会議で協議

改正後

①地域公共交通会議 （道路運送法施行規則第4条）

構成員に変更なし（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・ 市営バス
 - ・ デマンドバス
- の運賃について協議

②協議会（運賃等） （道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー事業者
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある。

- ・ ぐるりんバス

の運賃について協議

【参考資料】道路運送法（抜粋）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（平元法八三・全改、平一二法八六・平一八法四〇・一部改正）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一

項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(平一八法四〇・全改、令二法三六・令五法一八・一部改正)

○南丹市地域公共交通会議条例

平成26年3月28日

条例第4号

改正 平成30年12月25日条例第34号

令和元年6月21日条例第12号

令和4年12月20日条例第29号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、南丹市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。)第49条第1号に定める交通空白地有償運送に関する事項
- (3) 規則第49条第2号に定める福祉有償運送に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱等を行う。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等
- (7) 交通会議の所管区域内において現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等

(8) 京都府南丹土木事務所

(9) 京都府南丹警察署

(10) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者
(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、地域振興部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(南丹市有償運送運営協議会条例の廃止)

- 2 南丹市有償運送運営協議会条例(平成26年南丹市条例第9号)は廃止する。

附 則(令和4年12月20日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。